

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 6-外1-3

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和7年6月13日

【会社名】 モルガン・スタンレー
(Morgan Stanley)

【代表者の役職氏名】 授權署名者 山来 信子
(Nobuko Yamaki, Authorized Signatory)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 10036 ニューヨーク州
ニューヨーク、ブロードウェイ1585
(1585 Broadway, New York, New York
10036, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁 護 士 庭 野 議 隆

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 (03)6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁 護 士 塩 見 竜 一
同 早 田 尚 史
同 伊 藤 公 洋
同 香 西 佑 樹
同 上 部 大 樹
同 前 田 康 熙

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 (03)6775-1000

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 **モルガン・スタンレー 2028年6月15日満期 利率ス
テップアップ型 米ドル建社債**
32,240,000米ドル（円貨額4,646,428,800円）
（円貨額は、2025年6月12日現在の株式会社三菱UFJ銀
行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル＝
144.12円を換算レートとして計算されている。）

**モルガン・スタンレー 2028年6月15日満期 利率ス
テップアップ型 豪ドル建社債**
18,260,000豪ドル（円貨額1,711,692,400円）
（円貨額は、2025年6月12日現在の株式会社三菱UFJ銀
行の対顧客電信売買相場の仲値である1豪ドル＝93.74
円を換算レートとして計算されている。）

【発行登録書の内容】

提出日	令和6年9月27日

効力発生日	令和6年10月5日
有効期限	令和8年10月4日
発行登録番号	6－外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 7,800億円

【これまでの売出実績】
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による訂正年月日	減額金額
6－外1－1	令和6年12月6日	8,978,953,538円	該当事項なし	
6－外1－2	令和7年3月14日	4,011,177,075円		
実績合計額		12,990,130,613円	減額総額	0円

【残額】(発行予定額－実績合計額－減額総額) 767,009,869,387円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】該当事項なし

【安定操作に関する事項】該当事項なし

【縦覧に供する場所】該当事項なし

第一部【証券情報】

[モルガン・スタンレー 2028年6月15日満期 利率ステップアップ型 米ドル建社債に関する情報]

[モルガン・スタンレー 2028年6月15日満期 利率ステップアップ型 豪ドル建社債に関する情報]

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

(1)【売出社債（短期社債を除く。）】

[米ドル建社債]

売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	32,240,000米ドル
売出価額の総額	32,240,000米ドル
利率	(i) 2025年6月24日（同日を含む。）から2026年6月15日（同日を含まない。）までの各利息期間：年率3.72パーセント (ii) 2026年6月15日（同日を含む。）から2027年6月15日（同日を含まない。）までの各利息期間：年率3.82パーセント (iii) 2027年6月15日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの各利息期間：年率3.92パーセント

[豪ドル建社債]

売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	18,260,000豪ドル
売出価額の総額	18,260,000豪ドル
利率	(i) 2025年6月24日（同日を含む。）から2026年6月15日（同日を含まない。）までの各利息期間：年率3.24パーセント (ii) 2026年6月15日（同日を含む。）から2027年6月15日（同日を含まない。）までの各利息期間：年率3.34パーセント (iii) 2027年6月15日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの各利息期間：年率3.44パーセント

2【売出しの条件】

3. 利息

3.1 利息の発生

[米ドル建社債]

本社債は、利息開始日である2025年6月24日以降（同日を含む。）利息を生じ、当該利息は社債要項第5項（支払）の定めに従い、2025年12月15日（「初回利払日」）以降満期日（いずれも同日を含む。）までの各年の6月15日および12月15日（「利払日」）において後払で支払われる。

- (i) 利息開始日（同日を含む。）から2026年6月15日（同日を含まない。）までの各利息期間は年率3.72パーセントで利息を生じ、

- (ii) 2026年6月15日（同日を含む。）から2027年6月15日（同日を含まない。）までの各利息期間は年率3.82パーセントで利息を生じ、
- (iii) 2027年6月15日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの各利息期間は年率3.92パーセントで利息を生じる。

本社債はいずれも、満期日以降は利息を生じない。ただし、かかる期日において支払期の到来した償還金額が支払われなかった場合は、当該償還金額につき支払いがなされ、または支払のための提供がなされた日まで、本第3項に従い、（判決後においても判決前と同様に）引き続き利息を生ずる。

[豪ドル建社債]

本社債は、利息開始日である2025年6月24日以降（同日を含む。）利息を生じ、当該利息は社債要項第5項（支払）の定めに従い、2025年12月15日（「初回利払日」）以降満期日（いずれも同日を含む。）までの各年の6月15日および12月15日（「利払日」）において後払で支払われる。

- (i) 利息開始日（同日を含む。）から2026年6月15日（同日を含まない。）までの各利息期間は年率3.24パーセントで利息を生じ、
- (ii) 2026年6月15日（同日を含む。）から2027年6月15日（同日を含まない。）までの各利息期間は年率3.34パーセントで利息を生じ、
- (iii) 2027年6月15日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの各利息期間は年率3.44パーセントで利息を生じる。

本社債はいずれも、満期日以降は利息を生じない。ただし、かかる期日において支払期の到来した償還金額が支払われなかった場合は、当該償還金額につき支払いがなされ、または支払のための提供がなされた日まで、本第3項に従い、（判決後においても判決前と同様に）引き続き利息を生ずる。

3.2 固定利息額

[米ドル建社債]

各本社債につき各利払日に支払われる利息額は以下のとおりとする。

- (i) 利息開始日（同日を含む。）から2026年6月15日（同日を含まない。）までの各利息期間について、2025年12月15日に支払われる利息は176.70米ドル、および2026年6月15日に支払われる利息は186.00米ドルとする。
- (ii) 2026年6月15日（同日を含む。）から2027年6月15日（同日を含まない。）までの各利息期間について、2026年12月15日および2027年6月15日に支払われる利息は191.00米ドルとする。
- (iii) 2027年6月15日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの各利息期間について、2027年12月15日および満期日に支払われる利息は196.00米ドルとする。

本項において、

「利息期間」とは、社債要項に別段の定めのある場合を除き、利息開始日またはいずれかの利払日（同日を含む。）に開始し、翌利払日（同日を含まない。）に終了する期間をいい、非営業日に関する調整は行わない。

[豪ドル建社債]

各本社債につき各利払日に支払われる利息額は以下のとおりとする。

- (i) 利息開始日（同日を含む。）から2026年6月15日（同日を含まない。）までの各利息期間について、2025年12月15日に支払われる利息は153.90豪ドル、および2026年6月15日に支払われる利息は162.00豪ドルとする。
- (ii) 2026年6月15日（同日を含む。）から2027年6月15日（同日を含まない。）までの各利息期間について、2026年12月15日および2027年6月15日に支払われる利息は167.00豪ドルとする。
- (iii) 2027年6月15日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの各利息期間について、2027年12月15日および満期日に支払われる利息は172.00豪ドルとする。

本項において、

「利息期間」とは、社債要項に別段の定めのある場合を除き、利息開始日またはいずれかの利払日（同日を含む。）に開始し、翌利払日（同日を含まない。）に終了する期間をいい、非営業日に関する調整は行わない。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

下記の文言が発行登録追補目論見書の一部を構成することになる「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書面に印刷されます。

「本書および本社債に関する2025年5月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では令和7年5月23日付訂正発行登録書および令和7年6月13日付発行登録追補書類に記載された情報のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては、一部を省略しています。」

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし。

第2【統合財務情報】

該当事項なし。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2023年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

令和6年6月28日関東財務局長に提出

事業年度 2024年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

令和7年6月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 2025年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

令和8年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

事業年度 2024年中（自2024年1月1日 至2024年6月30日）

令和6年9月27日関東財務局長に提出

事業年度 2025年中（自2025年1月1日 至2025年6月30日）

令和7年9月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 2026年中（自2026年1月1日 至2026年6月30日）

令和8年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（令和7年6月13日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を令和6年7月12日に関東財務局長に提出

上記1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（令和7年6月13日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を令和6年8月20日に関東財務局長に提出

上記1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（令和7年6月13日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を令和6年10月9日に関東財務局長に提出

上記1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（令和7年6月13日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を令和7年1月16日に関東財務局長に提出

上記１の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（令和７年６月13日）までに、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第１号の規定に基づき臨時報告書を令和７年４月３日に関東財務局長に提出

４【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

５【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

６【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

７【訂正報告書】

該当事項なし。

第２【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載の「事業等のリスク」については、発行登録書（訂正を含む。）の「参照書類の補完情報」に記載された事項を除き、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（令和７年６月13日）までの間において重大な変更は生じておらず、また追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書等および発行登録書（訂正を含む。）には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本発行登録追補書類提出日（令和７年６月13日）現在においてもその判断に重要な変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

第３【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。